



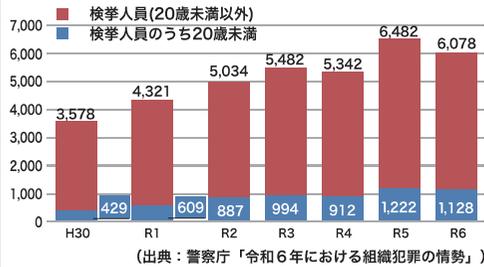
Point3: 薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

子どもと一緒に確認!

子どもたちの身近にあるスマートフォンやパソコンを使って、インターネットから危険な薬物が簡単に入手できてしまいます。「うちの子には関係ない」と油断せず、十分に注意して見守りましょう。

ここ数年、大麻による検挙者が6,000人を超えています。そのうち20歳未満の若者の検挙者は1,000人以上のものばり、全体の2割程度となっています。その原因の一つとして、インターネット等に氾濫している「大麻は身体への悪影響がない」などの間違った知識や情報に、若者たちが影響されていることが考えられます。

大麻事犯検挙人員の推移(20歳未満)



大麻を初めて使用した動機(20歳未満)

- 【動機上位5つ】**
- 好奇心・興味本位 39.5%
 - その場の雰囲気 21.3%
 - ストレス発散 7.8%
 - 好きなアーティストや音楽からの影響 6.9%
 - 多幸感 6.6%

(出典：警察庁「令和6年における組織犯罪の情勢」)

SNSでの薬物の誘いに注意!

近年、薬物の密売買の手段としてSNSが利用され、大麻を意味する隠語や絵文字等を使用して購入を促す内容が多く投稿されています。子どもたちもそうした情報に容易にアクセスすることができ、未成年の学生がSNSを通して売人から大麻を購入した事件も複数報告されています。
SNSを通して違法薬物の売人と関わることは、多くの危険を伴います。子どもたちがSNSを利用している場合は、注意して見守ることが大切です。



市販薬の過剰摂取(オーバードーズ)とは

「オーバードーズ」とは薬局やドラッグストアで購入できる風邪薬やせき止めなどを大量・頻回に服用することです。定められた用法・用量を守らず、短時間に大量の医薬品を服用すると、耐性がついて摂取量が増え依存症になったり、場合によっては急性中毒で救急搬送されるケースもあります。オーバードーズや薬物乱用について、県では相談窓口を設置しています。一人で抱え込まずにご相談ください。
【薬物・オーバードーズ等に関する相談窓口】
・県薬務課：099-286-2804
・表紙 県の相談窓口を参照



県HP



県薬務課公式 YouTube



お知らせ 「鹿児島県青少年保護育成条例」が改正されました

【主な改正内容】

- 「青少年」の定義の改正(令和8年7月1日施行)
これまで6歳未満を条例の対象から除外していましたが、現在は6歳未満であっても犯罪被害や有害環境の影響を受けるおそれがあるため、条例の対象を「18歳未満」に改正しました。
- 携帯電話インターネット接続業務提供事業者等の書面交付義務等の改正(令和8年3月27日施行)
インターネット上の電子契約利用者の増加等に対応するため、事業者等がインターネットの危険性やフィルタリングの必要性について青少年や保護者に説明する際に義務づけている書面交付について、これまでの紙のみから電磁的記録を含むものに改正しました。

青少年を SNS等利用や薬物乱用の危険から守るために

Point 1 ・ SNS等の利用の危険性

Point 2 ・ 安全な利用環境づくり

Point 3 ・ 薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」



©鹿児島県ぐりぷー

保護者の皆様へ
子どもと一緒に
確認しましょう!

青少年を対象とした県の相談窓口

I かごしま子ども・若者総合相談センター TEL:099-257-8230

不登校・ひきこもり・ニート・フリーター・ヤングケアラーなど子ども・若者の悩み等に関すること
時間:10:00~17:00(月,年末年始を除く) ※保護者からの相談にも対応します。



II 性暴力被害者サポートネットワークかごしま (FLOWER) TEL:#8891 (はやくフワストップ) TEL:099-239-8787 (はなはな)

性犯罪・性暴力に関すること 時間:24時間
(夜間(17:00~翌9:00),日曜・祝日,年末年始は国の夜間休日コールセンターが対応)



III ヤングテレホン(鹿児島県警察) TEL:099-252-7867 (ふこうい なやむな) かごしま教育ホットライン24 TEL:0120-0-78310 (なやみいおう) (鹿児島県教育委員会) 0120-783-574

非行問題・いじめ・犯罪被害等の子どもの悩みに関すること
【ヤングテレホン】
時間:8:30~17:15(土,日,祝,年末年始を除く)



【かごしま教育ホットライン24】
時間:365日 24時間



IV 消費者ホットライン TEL:188 (局番なし)

消費者トラブルに関すること
時間:お住いの市町村によって窓口の受付時間等が異なります。(年末年始を除き,原則毎日利用ができます。)



V 薬物・オーバードーズに関する窓口 県薬務課 TEL:099-286-2804 県精神保健福祉センター TEL:099-218-4755

※県薬務課:8:30~17:15(土,日,祝,年末年始を除く)
※県精神保健福祉センター:9:00~17:00(土,日,祝,年末年始を除く)
※最寄りの保健所にも相談できます。詳しくは右記QRコード参照



最寄りの保健所



県精神保健福祉センター

VI その他相談機関一覧



郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動

- 毎月第3土曜日は **青少年育成の日** 【地域ぐるみで青少年育成】
- 毎月第3日曜日は **家庭の日** 【家族のふれあいの促進】
- 毎月19日は **育児の日** 【家庭・地域・職場で子育て応援】

